

高槻市公告第25号

第5期高槻市障がい者計画及び高槻市、第8期高槻市障がい福祉計画及び第4期高槻市障がい児福祉計画等策定業務委託に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年3月19日

高槻市長 濱田 剛史

記

第3次高槻市障がい者基本計画並びに高槻市第8期障がい福祉計画及び 第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託に係る制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 第3次高槻市障がい者基本計画並びに高槻市第8期障がい福祉計画及び
第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託
- 2 履行場所 高槻市役所内及び障がい福祉課の指定する場所
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 業務概要 障害者基本法に基づく障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画の策定にあたり、現行計画を評価し、令和7年度に実施したアンケート調査により明らかとなった障がい児（者）の生活上の課題・住民ニーズや、サービス利用実績の分析、計画素案の作成支援等を行うことにより、本市の実情を踏まえた実効性の高い計画の策定を支援すること。詳細は「第5期高槻市障がい者計画及び第8期高槻市障がい福祉計画及び第4期高槻市障がい児福祉計画策定等業務委託仕様書」のとおり
- 5 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本市の令和8年度入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）掲載業者であり、取扱商品（業務）項目において22C「計画策定」を含んでいる者であること。
 - (3) 公告の日から入札日までの間、高槻市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告の日から入札日までの間、高槻市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 受託業者は、過去5年以内に、中核市以上（都道府県を含む）の同種の基本計画策定支援業務実績3件以上を有すること。また、過去5年以内に、高槻市における福祉分野の計画策定支援業務（調査業務のみも含む）の受託実績を有すること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証および、JISQ27001（ISO/IEC27001）の要求事項に適合したISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けていることを示した書類を提出できること。

6 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、制限付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及びその他必要書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 必要書類

①制限付き一般競争入札参加申請書

②プライバシーマーク認証および、JISQ27001（ISO/IEC27001）の要求事項に適合したISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けていることを証する書類の写し

(3) 提出期間及び方法

ア 提出期間

令和8年3月19日（木）から令和8年3月26日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所 「18 問合せ先」のとおり。

ウ 申請書の取得方法

高槻市のホームページ ID：172168 からダウンロードすること。

エ その他

申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

・提出された申請書は、返却しない。

・申請書の提出は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。（アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。

- (4) 入札参加資格の審査結果は、郵送により通知する。なお、入札参加資格を有する者には、指定の入札書および入札書用の封筒を同封して送付する
- (5) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

7 質疑及び回答

質疑受付期間 令和8年3月25日（水）午後5時15分までとし、電子メールにより提出すること。メールアドレスは、「18 問合せ先」のとおり。様式は任意とするが、事業者名及び担当者連絡先、電話番号、メールアドレスが記載されたものとする。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

(1) 回答期日

令和8年3月27日（金）午後5時以降に、高槻市のホームページ ID : 172168 に掲載する。なお、質疑が無かった場合は掲載しない。

8 現場説明会

現場説明会は行わない。

9 入札日時及び開札場所

(1) 入札書の入手方法

「6 入札参加資格確認申請手続」のとおり、入札参加資格の審査結果に合わせて入札参加資格を有する者に送付

(2) 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書の金額欄には、積算内訳の合計金額を入札金額として記載すること。

(3) 提出期限

令和8年4月3日（金）午後5時15分必着

(4) 提出方法

指定封筒に封入し、障がい福祉課宛てに持参または郵便（必着）で提出

(5) 開札日時

令和8年4月6日（月）午前10時

(6) 開札場所

高槻市役所本館4階 入札控室

(7) 同価格の入札者が2以上ある場合

落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、別に定める方法でくじを実施し、落札者を決定する。ただし、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(8) 入札の成立

入札価格が予定価格の金額と同額もしくは下回った場合、入札成立とする。なお、本入札は郵便入札のため応札者が1者の場合も入札成立とする。

10 開札の立会

(1) 立会人の選定

開札の立会には、本案件の入札参加資格を有する者の中から2者を選定する。

(2) 立会人への通知

立会人には「6 入札参加資格確認申請手続」の参加資格の審査結果と合わせて通知する。

(3) 立会人が2者に満たない場合

選任された立会人が開札に立ち会えない場合など、立会人が2者に満たない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

12 入札保証金

高槻市財務規則第99条第3号の規定に基づき、入札保証金は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記5に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 高槻市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 高槻市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正答な理由がなく、入札心得書第13条第1項に定める期間内に契約を締結しないとき

1 5 契約の保証

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の１０分の１０以上の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供
- （４）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る
保険証券の提出

1 6 契約の締結

契約の締結には当たっては、契約書の作成を要する。

1 7 その他

- （１）入札参加者は、この公告のほか、「高槻市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- （２）入札参加者が２者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。
- （３）議会で予算が可決されなかった場合は入札の延期、取り止め等を行うことがありますので、その際は別途連絡を行います。

1 8 問合せ先

高槻市 健康福祉部 障がい福祉課

庶務・企画チーム 担当 藤本、橋本

T E L 072-674-7164(直通)

F A X 072-675-7188

E-mail hukusi-82@city.takatsuki.osaka.jp